

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成15年4月30日までの申告又は処理による課税事績及び平成15年3月31日における調査時点の事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール事業法の規定の適用を受けるアルコールを除き、薄めて又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの及び粉末状のものを含む。）で原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒である。

2 酒税の税率等

（平成13年5月1日～平成15年4月30日）

種 類	品 目	基準アルコール分等	基準税額（1kl当たり）	
清 酒		15度	140,500円	
合 成 清 酒		15度	79,300円	
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	25度	248,100円	
	しょうちゅう乙類			
み り ん		13.5度	21,600円	
ビ ー ル			222,000円	
果 実 酒 類	果実酒		56,500円	
	甘味果実酒	12度	98,600円	
ウイスキー類	ウイスキー	40度	409,000円	
	ブランデー			
スピリッツ類	スピリッツ	37度	367,188円	
	原料用アルコール			
リキュール類		12度	119,088円	
雑 酒	発泡酒	麦芽50%以上のもの	222,000円	
		麦芽25%以上50%未満のもの	152,700円	
		麦芽25%未満のもの	105,000円	
	粉末酒		320,500円	
	その他の雑酒	みりに類似するもの	13.5度	21,600円
		その他のもの	12度	98,600円

※合成清酒、みりん、その他の雑酒のうち、租税特別措置法第87条の3適用分は除く。

8 酒 税

3 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目								調 査 方 法	
		課 税 数 量	税 額	製 成 数 量	販 売 (消 費) 数 量	手 持 数 量	製 造 場 数	販 売 場 数	製 造 者 数		販 売 業 者 数
8-1 酒税関係総括表											全 数 調 査
酒税関係総括表		○	○	○	○		○	○			
8-2 課税状況											
(1) 課税状況	種 類 別	○	○								
(2) 課税状況の累年比較	〃	○	○								
(3) 県別課税状況	〃	○	○								
8-3 製成数量											
(1) 製成数量及び手持高	種 類 別				○	○					
(2) 製成数量の累年比較	〃				○						
8-4 販売（消費）数量											
(1) 酒類販売（消費）数量	種 類 別				○						
(2) 販売（消費）数量の累年比較	〃				○						
(3) 税務署別販売（消費）数量	〃				○						
8-5 免許場数											
(1) 製造免許場数	種 類 別					○		○			
(2) みなし製造場数	〃					○					
(3) 販売業免許場数	卸 ・ 小 売 別						○		○		
(4) 税務署別免許場数	卸 ・ 小 売 別、種類別					○	○		○		